

第32回土佐室戸鯨舟競漕大会競技規則

1. 使用舟

13.6M・FRP製鯨舟・4艘・櫓（ろ）及び櫂（かい）を使用

2. 舟員

古式レースは、船頭・漕ぎ手・羽差しを含め17名以内。

一般・子どもレースは、全員で20名以内。

登録メンバー以外の乗船は、認めない。（保険の対象外になるため）

3. レースの方法等

チーム対抗で使用する舟はコースに付属させ、2艘による対抗レースを行い、種目別で全出漕チームのタイムで順位を決定する。

※参加各チームはレースの進行に注意し、先発のレースが始まるまでに、各チームは本部テント裏付近に集合し、大会スタッフの指示に従い待機すること。

4. 出場チームの標識

各チーム独自の標識を掲示するのは、自由とする。

（掲示方法は、舟子が手で持つこと）

5. 出発要領

①出漕舟は、所定のスタートライン内から出発する。

②スタート用意

陸上のスタート係は、各鯨舟の準備完了を確認すれば赤旗を頭上で回転する。

③スタート

スタート係が赤旗を頭上に掲げ、垂直に降り下ろすと同時に係がピストルを打つ。

6. 審判

審判員がスタートを不完全と認めたときは、赤旗を左右に振り、マイクにて中止を放送し、鯨舟をスタートラインに呼び返す。

7. レース中の細部規定

①各鯨舟は、原則として定められた自己のコースを漕走するものとし、他のコースに進入し、他の鯨舟の進行を妨げてはならない。

②回頭は、右回頭（時計回り）とする。

8. ゴールについて

各鯨舟に掲げているシンボルマーク旗が、規定のゴールラインを通過した時をもって順位タイムとする。

9. 失格事項

次の事項に該当する行為があったと審判が認めた場合、審判長は審判団の協議により、失格を決定する。

- ①故意に審判員の指示、又は注意等を見殺しした場合。
- ②不正なスタートを同一レースで、二回行った場合。
- ③指定の回頭ブイ、もしくは回頭方向を故意に間違えた場合。
- ④その他不正行為があったと、判定した場合。

但し、失格事項が不可抗力によるものと審判団で判断した場合は、この限りではない。

10. 異議の申立

レースに対して異議のある場合は、代表者が自己のレース終了後直ちに審判長に次のレース開始までに異議の申立てを行い、審判長は審判団と協議しこれを裁定する。

但し、次のレースが開始されると、異議の申立ては出来ない。

11. 審判団

マリノフェスティバル室戸実行委員をもって構成し、審判長は実行委員長が選任する。

12. その他

その他のことについては、マリノフェスティバル室戸実行委員会で協議し、決定する。